

前文の役割等について

前文とは

前文は、一般に法規の制定の由来・経緯と、その基本原理を述べたものとされている。

前文の法的役割

前文は、法規の本則と一体となる法的性質を持ち、前文自体が直接的に適用されるものではなく、**法規の各条文の解釈基準**になるものとされる。

このため、解釈基準としての前文をどのように規定するかを、各条文との関係から整理しておく必要がある。（基本条例の本則に対する前文の意味を明確化しておく必要がある。）

基本的な考え方

基本条例を、行政運営の基本原則や住民の権利等を定めた最高規範として位置づけるならば、憲法と同様に前文を設け、**基本条例の制定の経緯と基本的な趣旨、自治体の成り立ち、住民と自治体の関係などについて規定**することが望ましいと考えられる。（どのような理念で自治体を運営していくのか、なにを実現しようとするのかを規定する。）

前文と各条文の規定を整理した上で、両者で矛盾する事項、あるいは条文として存在しない事項については盛り込まないことが望ましい。

他都市における前文の内容

他都市における前文の具体的な内容については、当該地方自治体の歴史的な成り立ちに言及するとともに、まちづくりの考え方、自治体と住民の関係、条例の目的を宣言するものが多い。

< 各市の前文の構成要素 >

段落構成要素	記載数
市の特性・自然・文化	++++
社会的二ーズ・背景	++++
市のまちづくりの基本的方向	+++
実現のための課題	+++
市民の認識	+
条例制定の理由	+++++